

令和 3 年

第 2 回東栄町議会定例会

会 議 録

(第 1 日)

令和 3 年 6 月 7 日 (月)

令和3年第2回東栄町議会定例会 会議録

招集年月日 令和3年6月7日（月） 開会 午前10時00分
散会 午前12時10分

招集場所 東栄町役場 会議室

応招議員 (8名)

<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 加藤彰男</u>	<u>8番 原田安生</u>

不応招議員 なし

出席議員

<u>1番 浅尾もと子</u>	<u>2番 伊藤紋次</u>
<u>3番 伊藤真千子</u>	<u>4番 山本典式</u>
<u>5番 伊藤芳孝</u>	<u>6番 森田昭夫</u>
<u>7番 加藤彰男</u>	<u>8番 原田安生</u>

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のために出席した者の職氏名

町長	村上孝治	副町長	伊藤克明
教育長	佐々木尚也	参事	村松元樹
総務課長	内藤敏行	税務課長	伊藤まり子
振興課長	長谷川伸	住民福祉課長	伊藤太
医療センター事務長	前地忠和	経済課長	夏目明剛
事業課長	原田経美	教育課長	栗嶋賢司

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	亀山和正	書記	竹内佑樹
--------	------	----	------

令和3年第2回東栄町議会定例会議事日程

開会宣言

出席議員の報告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 町長提出議案大綱説明
- 日程第 6 議案第34号 東栄町町税条例の一部改正について
- 日程第 7 議案第35号 東栄町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について
- 日程第 8 議案第36号 東栄町辺地総合整備計画の変更について
- 日程第 9 議案第37号 令和3年度東栄町一般会計補正予算（第3号）について
- 日程第10 議案第38号 令和3年度東栄町簡易水道特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第11 承認第 6号 東栄町表彰審査委員会委員の選任について
- 日程第12 同意案第2号 東栄町各財産区管理会委員の選任について
- 日程第13 同意案第3号 東栄町教育委員会教育長の任命について
- 日程第14 報告第 2号 令和2年度東栄町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第15 報告第 3号 令和2年度東栄町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第16 報告第 4号 令和2年度東栄町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第17 報告第 5号 令和2年度東栄医療センター特別会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第18 報告第 6号 令和2年度東栄町一般会計継続費繰越計算書について
- 日程第19 報告第 7号 令和2年度東栄町簡易水道特別会計継続費繰越計算書について
- 日程第20 報告第 8号 令和2年度東栄町公共下水道事業特別会計継続費繰越計算書について
- 日程第21 報告第 9号 令和2年度東栄町農業集落排水事業特別会計継続費繰越計算書について
- 日程第22 報告第10号 株式会社とうえいの経営状況について

----- 開 会 -----

議長（原田安生君）

それでは開会いたします。ただいまの出席議員は8名でございます。欠席議員はありません。定足数に達していますのでただいまから令和3年第2回東栄町議会定例会を開会いたします。直ちに本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元にご配布した日程の通りでございます。

----- 会議録署名議員の指名 -----

議長（原田安生君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第123条の規定により1番浅尾もと子君、4番山本典式君の2名を指名します。

----- 会期の決定 -----

議長（原田安生君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。お手元にご配付してあります会期及び審議予定表を議会事務局長に朗読させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

議会事務局長（亀山和正君）

それでは会期及び審議予定表を朗読させていただきます。会期及び審議予定表、令和3年第2回東栄町議会定例会、会期日程は10日間でございます。6月7日月曜日午前10時本会議、開会、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸般の報告、行政報告、町長提出議案大綱説明、議案上程、委員会付託、6月8日火曜日午前10時本会議一般質問、6月9日水曜日休会、6月10日木曜日休会、6月11日金曜日午前10時文教福祉委員会、付託案件審査、午後1時総務経済委員会、付託案件審査、6月12日土曜日休会、6月13日日曜日休会、6月14日月曜日休会、6月15日火曜日休会、6月16日水曜日午前10時本会議、委員長報告、質疑、討論、採決、閉会。以上でございます。

議長（原田安生君）

お諮りいたします。ただいま朗読の通り本定例会の会期は本日から6月16日までの10日間としたいと思いますがこれにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって会期は本日から6月16日までの10日間と決定いたしました。会期中の議会運営につきましてはよろしくご協力のほどをお願い申し上げます。

----- 諸般の報告 -----

議長（原田安生君）

次に日程第3 諸般の報告を行います。議会運営関係につきまして議会運営委員長から報告をお願いします

（「議長、5番」の声あり）

はい、議会運営委員長。

議会運営委員長（伊藤芳孝君）

それでは議会運営委員長の報告をさせていただきます。去る5月17日月曜日及び6月1日火曜日の両日、当会議室そして小会議室において議会運営委員会を開催いたしました。5月17日の出席者は議長、委員全員と議会事務局長、執行部は総務課長、6月1日の出席者は議長、委員全員と議会事務局長、執行部は副町長と総務課長でした。令和3年第2回東栄町議会定例会の会期及び審議予定は先ほどの報告のとおりであります。会期は本日から6月16日までの10日間でございます。付議事件につきましては議案5件、承認1件、同意案2件、報告9件でございます。初日議了を除く各議案につきましては各常任委員会に審査を付託いたします。後ほど配布をいたします議案付託表の通りでございますので慎重審議をよろしくお願いいたします。次に一般質問でございますが、今回の質問者は4名であり6月8日火曜日午前10時より開催いたします。次に陳情書の審査についてお手元に配りました陳情請願等一覧表の通り陳情書2件を個別に審査いたしました。審査の結果、いずれも議長預かりと致しました。内容等の閲覧を希望される方は議会事務局へお申し出ください。令和3年第2回東栄町議会定例会につきまして会期中ご協力のほどよろしくお願いを致します。以上をもちまして議会運営委員長報告を終わらせていただきます。

議長（原田安生君）

次に議会関係につきまして議会事務局長に報告させます。

（「議長、議会事務局長」の声あり）

はい、議会事務局長。

議会事務局長（亀山和正君）

令和3年第2回東栄町議会定例会諸般の報告を議長に代わりまして報告いたします。令和3年第1回定例会以降の行事等につきましてはお手元に諸般の報告として一覧表を配布させて頂きましたのでお目通しをお願い致します。次に地方自治法第235条の2の規定による例月出納検査の結果につきましては、監査委員から3月31日に2月分、4月26日に3月分、5月26日に4月分の報告がありいずれも適正であるとの検査結果でありました。詳細につきましては事務局で報告書を保管しておりますので必要な方は閲覧をお願いいたします。陳情書等の取扱いにつきましては先ほど議会運営委員長の報告の通りでございます。以上で諸般の報告を終わります。

----- 行政報告・町長大綱説明 -----

議長（原田安生君）

以上で諸般の報告を終わります。

次に日程第4行政報告、日程第5町長提出議案大綱説明を行います。町長から行政報告と本定例会に提案されております議案に対する大綱説明を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

皆さん改めましておはようございます。令和3年第2回6月東栄町議会定例会を招集しましたところ、議員各位のご出席を賜りまして厚くお礼申し上げます。皆様方には、公私にわたり大変ご多用の中、ご健勝にご参集を賜り厚くお礼を申し上げるところでございます。それでは、提出議案の説明に先立ちまして、お許しをいただきましたので、3月定例会以降の行政執行の主なものについて、ご報告させていただきたいと思っております。冒頭、議長のお話がありました新型コロナウイルス感染症についてでございます。コロナワクチン接種の状況でございますが、医療センターを会場に1階と2階、本当に手狭ではございますが、ここを工夫をしながら完全予約制で月・水・金の午後に行っておるという状況でございます。ご承知のように医療従事者等の接種はですね4月19日から始まりまして、86名が2回目の接種を終えているところでございます。65歳以上の高齢者につきましては5月6日から接種を開始しておりまして接種対象者は1556名のうち接種希望者は1242名でありまして2回目までの接種を終えるのは7月21日の予定となっております。引き続き、対象者1196名の64歳から16歳の方の接種を引き続き行ってまいります。現在、接種希望調査を実施しているところでございます。6月の下旬にはですね発送ができるのではないかと考

えております。また、この6月議会においてですね、コロナ感染症対策としての地方創生臨時交付金事業による補正予算をお願いしておりますのでよろしくお願いをいたします。ご承知のように緊急事態宣言が6月20日まで延長されました。変異株の広がりも含め、全国的に感染は収まりを見通せず、厳しい状況が続いております。本町においては、先程お話がありましたように感染者は5名という状況ですが、愛知県の取り組みと連携してですね、感染症防止対策の啓発、公共施設への感染防止の機器設置などの取り組みを進めてきております。先ほどお伝えしたワクチン接種を滞りなく行い、町民の皆様のかげがえのない生命と健康を守るためにですね、引き続き、皆様と一体となって感染防止対策を推進してまいります。特に不要不急の外出自粛とですね町内飲食店の営業時間短縮など不便をおかけしておりますが、なお引き続きご理解とご協力を賜りたいと思っております。令和3年度、新年度も2か月が過ぎてきたところでありますが、各種団体の総会や会議も中止をし、ほとんどがWeb会議となっているところでございます。そういう状況でございましたが役場の方も4月1日付けでですね、新規採用職員8名に辞令を交付させていただきました。内訳は、一般事務職3名、保健師1名、保育士2名、調理員1名、看護師1名という状況でございます。医師の不足につきましては、県派遣の早川医師には昨年度に引き続き2年目でございます。職員の異動につきましては、異動はですね昇格を除く異動は4月1日、最小限となったところでございます。3月末の退職者は10名うち定年退職4名でございましたが、事務職3名、保健師が2名、看護師2名、保育士2名、調理員1名が退職をしました。また、小中学校教職員の辞令・発令伝達式も4月1日に行われたところでございまして小学校では教頭先生はじめ7名、中学校へも7名の方にご着任をいただいたところでございます。次に消防団員であります、令和3年4月1日現在の消防団員はいよいよ100名を割ってしまいました。現在96名の消防団員という数でございます。一方、支援隊員は180名という状況でございます。新団長に伊藤俊、元副団長でございますが就任をいただき、副団長には大林副団長が留任、夏目、森田前分団長が新たに就任し、新しい役員構成でスタートしたところでございます。消防団活動もコロナウイルスの関係で、昨年に続き、消防の観閲式が中止となりまして3月18日に表彰伝達式を開催して退団者の皆さんはじめ受賞者に対し、表彰状、感謝状を授与させていただきました。引き続きまた消防団の活動も自粛にあるところでございます。次に災害対策支援事業ですが、昨年度から始めた家庭用発電機補助事業でございますが、当初予算で30台5万円の助成であります。150万円をいただき現在のところ10台の申請件数となっています。引き続き災害用のですね家庭発電のですね取り組みも進めてまいりたいと思います。次に、2か年継続事業で進めてきました防災行政無線の設備更新事業であります。無事に全ての工事が完了し、運用を始めております。住民の皆さまはじめ、リーフレットを配布させていただいたとおりであり

まして、緊急時、平常時あわせて東栄町の場合 8 つのツールで情報を伝達できるものとなりました。今後はですね動画や音声の読み上げができるようしっかりと現在研究しております。これを取り入れてまいりたいと思っております。そして、運用を終えたアナログ方式の戸別受信機と関連するアンテナの撤去についてでございますが、戸別受信機はシルバー人材センターで、アンテナは町内の電気事業者により順次撤去を始めます。アンテナの撤去は 7 月から開始、戸別受信機の回収は 8 月末からというふうに考えております。詳細につきましては、広報紙、とうえいチャンネル等を通じてお知らせをしてまいりますのでよろしくお願いいたします。次に高齢者の交通安全対策であります。高齢者安全運転支援装置設置促進事業として、装置の購入設置に係る個人負担の 5 分の 4 を補助するものでございまして、65 歳以上の方が対象であります。昨年は 2 件という状況でございまして、本年は今のところ補助件数は 0 件ですが、高齢者の事故防止のため、引き続き設置の促進に力を注いでまいります。一方、75 歳以上の高齢運転者の運転免許更新時に必要な認知機能検査であります。東栄町でも昨年 9 月からはじめさせていただいております。毎月行うことができるようになり、9 月から 3 月まででしたが 68 名の方が東栄町で検査を行っておるというふうでございまして。次に移住定住であります。3 月 29 日に愛知県公館において、知事の立会いのもとで、北設楽郡 3 町村と愛知県の宅地建物取引業協会と協定締結式を行いました。コロナ禍で山間地への空家の関心が高まっている中であります。空き家物件を紹介するなど、協定の締結はですね我々北設楽郡の 3 町村含め山間地域にとって大変役立つものというふうに考えています。今後も協定に基づきしっかりと取り組みを進めてまいりたいと思います。次に観光関係ですが、観光まちづくり協会も設立から今年で 5 年目を迎えたところでございます。5 月 25 日に第 4 回通常総会を開催させていただきました。コロナ禍でありましたので参加者は少なかったですが無事通常総会を終えております。令和 2 年度はですねコロナ禍の影響で取り組みの中心にありますビューティーツーリズム「naori」の体験につきましては、昨年の 4 月、5 月、それから今年に入り 1 月、2 月は体験者も激減をいたしました。年間では令和元年度に近い 769 名の体験者となっております。また、観光庁の「誘客多角化のための魅力的なコンテンツ実証事業」の採択を受け、「ビューティーツーリズムウイーク」を開催しました。少人数のですね高付加価値の企画開催が実現できたものでございます。この企画を活かしまして、コロナ禍でもできる少人数の取り組みとしてですね今後充実してまいりたいと思っております。もう一つ検討をしてまいりました「自転車まち巡り」の企画開発についても、ご承知のとおり東三河全体もそうですが我々もサイクリスト歓迎のまち構築事業として町として連携を観光協会ととりながら進めてまいりたいと思います。コロナ禍の影響は続いておりますが、今申し上げたとおり明るい材料もございます。先はまだ見通せませんが、一日も早い終息を願って、会員の皆さまと一緒に、今後取り組みを進めてまいりたいと思っております。そして、3 月 30 日

には設楽町役場において、北設楽郡3町村と西三河、幸田町で東西の枠を超えて交流を進めるためにですね「三河町村広域交流協定」を結びました。具体的な交流促進策は、今後検討してまいります。お互いの子供たちの体験学習など観光・文化・教育など、様々な形で西三河、東三河、特に奥三河ですね連携を図ってまいりたいというふうに思っております。次に株式会社とうえい、とうえい温泉、介護施設、健康の館の第19期ですね株主総会を5月25日に開催をいたしました。本日、決算内容等の報告はさせていただきますが、こちらコロナ禍の影響をまともに受け、大変厳しい決算状況となっております。本年はですね20周年をとうえい温泉は迎えますが、今後、住民の皆さまとお祝いができることを心より願っております。コロナの状況を見据えてこの20周年を何とか取り組みをし集客に努めてまいりたいと思っております。次に東栄医療センターの現状につきましては、議員の皆様には管内視察の折に施設内の見学、それから先程言いましたようにコロナワクチン接種の会場も現状をご確認いただいたところでございます。雨漏りの状況は本当にひどい状況であります。現在雨漏りの状況を豪雨もさらにありますので雨漏りの状況、そしてボイラー室の腐食の状況もご確認をいただいたと思います。それからエレベーターもですね現在点検において今後修理の状況は大変難しいでございしますが、このこともご確認いただいたところでございます。建築後45年以上が経過しております。老朽化が進んでいることをご覧いただいたわけですが、これまでもご報告させていただいたとおり、令和元年度の入院患者数は平均で7.8人です。令和2年度に入ってから、さらに減少し4.6人となっています。外来患者数も人口の減少もありますが、年々減少し年度間で約2,300人の減少でございします。したがって、経営状況については、依然厳しい状況にございます。入院患者の現状を見ましても、今お話ししたように5名以下となっており、状況の中では病床がゼロという状況も最近多くなってまいりました。最近では入院患者がいない時がありますので、経営の改善を図っていく必要があるというふうに判断しておるところでございます。医療従事者の確保の難しさ、経営状況の悪化、入院患者数の減少など、そして、何より現状の建物の老朽化もございします。このままの状況で続けることはできないというふうに思っております。今後は一次医療を確保して、在宅医療の導入や地域との共生を図る様々な取り組みで「安心して暮らし続けられることのできる地域」を目指して、新しい仕組みでの医療サービスの提供を軸に持続可能なへき地医療の取り組みを進めてまいります。是非、ご理解をいただきたいというふうに思っております。年度当初にご説明させていただいた計画どおり、(仮称)東栄医療センター及び保健福祉センターは、令和4年7月の開所を念頭に進めてまいります。次に道路関係であります。国道474号、三遠南信自動車道、東栄インターから鳳来峡インターの延長7.1Kの開通見通しが議員の皆様ご承知のとおり2025年度、令和7年度と発表されたところでございます。新城市と東栄町をまたぐ全長3,566mの3号トンネルは既に貫通をしております。新城市側の1号・2号トンネル

の掘削も進んでおります。最後に発注されました我々東栄町側の4号トンネルも掘削が始まりました。開通見通しが発表されて関係者には深く感謝申し上げます。当然、救急搬送が格段にスムーズとなる。命を守る道として、又生活や観光面の道として大いに期待がされるところでございます。引き続き関係機関の力添えをいただきながら早期開通を目指してまいりたいと思っております。そして、先日議会管内視察で見学いただいた国道473号の月バイパスについても橋梁の工事が始まっております。こちらはまだ開通までには期間が必要ですが、県と連携をして早期開通に向け取り組んでまいりたいと思っております。国道151号と町道岡本大森線の交差点改良の調査を実施させていただきました。上岡本信号交差点との兼ね合いも含め調査結果を踏まえてですね、公安の協議に向け、県とも連携して進めてまいりますのでよろしくお願いしたいと思います。まだほかにも国・県道の他の箇所もなかなか思うようには進んでいない箇所もございますが、県のご理解もいただいて順調に進捗しておるところでございます。老人クラブ等から要望いただきましたトンネル内の照度の件でございます。トンネル内の照明LED化は、中設楽トンネルは完了しております。駒久保トンネル、新本郷トンネルは昨年愛知県への要望は既に終わっており、計画はされましたので早期に着工いただけるよう再度お願いしてまいります。議員各位で個々に要望されておる方もおります。大変ありがたいと思いますが、事前にご連絡だけはいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。水道につきましては、中設楽浄水場を議会管内視察でご見学をいただいたところでございます、その折にご説明をさせていただきましたが、水源の取水が本流からとなっているという状況で、豪雨時に利用者に大変ご迷惑をおかけしているところでございます。本年度予算をいただいておりますので、最善の対策ができるよう今後進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金事業で児童生徒一人一台のタブレット端末の整備、東栄町GIGAスクール構想ですね、一人一台端末整備の事業でございます。無事に完了し、これも議会管内視察の折にご確認いただいているところでございます。また、各家庭におけるインターネット環境の調査も実施をし、機器の保有状況やインターネット環境がない家庭などがあることもわかりましたので、今後、コロナ禍の影響でその対応が必要となることから、今議会にその対応部分に係る予算を計上しておりますのでよろしくお願いをいたします。中学校の海外派遣事業でございますが、昨年度中止となりました。これもコロナ禍の影響でございますが今年もカナダへの渡航ができるかは正直難しいのではないかと考えられますが、現在、教育委員会、中学校、旅行業社等関係者としてしっかりと協議をして最終的な判断をしたいというふうに考えております。コロナウイルス感染症の影響から、各施設とも新年度に入ってから利用制限などにより利用者が少ない状況になっております。7月以降、特に社会教育文化施設、グリーンハウスもそうですが、夏休みの予約状況は今のところ入ってはおりますが、コロナ禍の状況によりキャンセルとなることも考えられます。

状況ははっきりしませんが、しっかりとコロナ対策を行い準備を進めてまいりたいと思っております。5月24日一日かけてですね、先程もお話したように議会で管内視察を行っていただきました。誠にありがとうございました。その後、検討会は行われておりませんが、今後もそれぞれ私が今お話ししました他の所もですね多々あるわけでございますので、議員の皆様には、お気づきの点がございましたら、担当課等にお伝えいただけたらありがたいというふうに思っております。最後に、直接請求の権利行使につきましては、尊重されるところでございます。昨年から全国に蔓延しているコロナ禍の中でございます。そんな中で条例の制定改廃の請求署名、1回目が行われ、その後、期間も空けずに解職請求の署名となり、町の混乱を避けられず、大変残念に思うところでございます。冒頭においてもコロナ対策、特にコロナワクチン接種についてはご報告させていただいたところでありますが、国、県、全国のどこの自治体においても全力で対応しなければならないところでございます。私どもも医療従事者、役場担当者はじめ関係者が、本当に頑張っているところでございます。今後もまだまだ先程もお話したように65歳以上のワクチン接種それから64歳以下のワクチン接種等でございます。こういったことを含めてどうか皆様方もですね力を合わせてご協力いただいてコロナワクチン接種を進めて、元通りの明るい元気な町を取り戻すよう心よりお願い申し上げたいというふうに思っております。私たちも職員一同全力で取り組んでまいりたいと考えております。こうした状況が色々なところでですねマスコミの皆さんもそうですが色々なところで直接請求にかかるものですね話題として取り上げられ本当に残念であります。しかしながらこれはですね真摯に受け止めなければいけないと思っております。この6月議会はしっかり対応させていただき、その後しっかりした場面で報告の場を持ちたいというふうに思っておりますのでその事をご承知おきををお願いをしたいというふうに思っております。以上で諸般の一旦をご報告をさせていただき、行政報告とさせていただきます。次に今議会に提案しております議案大綱につきまして概略を説明をさせていただきます。今議会に上程いたします議案等につきましては、議案5件、承認1件、同意案2件、報告9件、合わせて17件を上程いたします。よろしくご審議のほどをお願いいたします。では各議案について簡略に説明いたします。議案第34号、東栄町町税条例の一部改正についてでございます。地方税法の改正に伴い、扶養親族に係る規定を改正するものであります。次に議案第35号、東栄町固定資産評価審査委員会条例の一部改正についてであります。税制改正に伴い審査申出手続等に係る押印を不要とするための改正であります。議案第36号、東栄町辺地総合整備計画の変更についてであります。町内6辺地で計画の変更をするものであります。議案第37号、令和3年度東栄町一般会計補正予算第3号についてであります。9,380万6千円を増額補正するものであります。内容は、新型コロナウイルス感染症対策に係る地方創生臨時交付金事業分が7,845万7千円、その他が1,534万9千円でございます。まず臨時交付金事業につい

てであります。町営バスへの感染予防対策、子育て支援事業、高齢者フレイル対策事業、プレミアム商品券の発行、新しい働き方対応支援事業、事業持続応援事業、教育委員会所管施設への感染防止対策、小中学校のＩＣＴ教育推進に係るモバイルルーター借上げ及び花祭会館のＷｉ－Ｆｉ環境整備を新規に追加するものであります。その他については、庁内ネットワークの改修、セキュリティクラウド利用料、男女共同参画推進計画策定に係る経費、放課後児童クラブの太陽光発電施設修繕、保育園の会計年度任用職員に係る人件費、床暖房の修繕、保育料の返還金、子育て世帯生活支援特別給付金、起業家支援補助金、観光施設の修繕、林道峯地線の改良工事、消防詰所借地料、消防施設の修繕、防災備品の管理委託、小学校において実施する魅力あるあいちキャリアプロジェクト委託、及び花祭会館の防犯設備の修繕に対する増額が主なものでございます。これに充てる歳入については、地方創生臨時交付金、国県の負担金・補助金・委託金、建物罹災共済金、町債、繰越金を見込んでおるところであります。議案第 38 号、令和 3 年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第 1 号については、180 万 8 千円の増額補正です。これにつきましては、水道技術管理者の資格取得のための経費及び本郷地内の配水管布設設備業務委託を増額しております。承認第 6 号、東栄町表彰審査委員会委員の選任については、委員の任期満了に伴い、新たに 9 名の委員について承認をお願いするものであります。同意案第 2 号、東栄町各財産区管理委員の選任については、一部の委員が辞職したことに伴い、その欠員の補充について同意をお願いするものであります。同意案第 3 号ですが、東栄町教育委員会教育長の任命については、任期満了に伴い、佐々木教育長の再任の同意をお願いするものであります。報告第 2 号、令和 2 年度東栄町一般会計繰越明許費繰越計算書についてから報告第 5 号、令和 2 年度東栄医療センター特別会計繰越明許費繰越計算書につきましては、令和 3 年度に繰越した事業について報告をするものでございます。報告第 6 号、令和 2 年度東栄町一般会計継続費繰越計算書についてから報告第 9 号、令和 2 年度東栄町農業集落排水事業特別会計継続費繰越計算書については、3 か年の継続費により実施しています事業について、令和 3 年度に繰越す額を報告するものでございます。報告第 10 号、株式会社とうえいの経営状況については、令和 2 年度の経営状況を報告するものでございます。以上でございます。副町長及び担当課長から詳細については説明をいたしますのでよろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

議長（原田安生君）

これより議案審議に入りますが、本日の議案審議の後議了をしたい議案等がございますので申し上げます。日程第 11 承認第 6 号東栄町表彰審査委員会委員の選任について、日程第 12 同意案第 2 号東栄町各財産区管理委員会委員の選任について、日程第 13 同意案第 3 号東栄町教育委員会教育長の任命について、以上 3 案件は本日の議会審議の後、直ちに議了をいたしたいと思っておりますのでご了承の上お願いを申し上げます。

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第 6 議案第 34 号東栄町町税条例の一部改正について、日程第 7 議案第 35 号東栄町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について、これらの 2 案件は同じ所管課として関連がございますので一括議題とし質疑は議案ごとに行いたいと思いますがこれにご異議がございますか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって議案第 34 号及び議案第 35 号を一括議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、税務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、税務課長。

税務課長（伊藤まり子君）

議案第 34 号東栄町町税条例の一部改正について。提案理由は、地方税法等の一部改正に伴い所要の改正をする必要があるからです。改正内容について説明します。新旧対照表をご覧ください。3 分の 1 ページです。第 26 条につきましては、個人の町民税の非課税範囲について均等割の非課税限度額における国外居住親族の取扱いを見直すものです。第 35 号につきましては、個人の町民税に係る公的年金等受給者の扶養親族申告書において非課税限度額における国外居住親族の取扱いを見直すものです。1 枚めくっていただきまして。附則第 5 条につきましては、個人の町民税の所得割の非課税の範囲について非課税限度額における国外居住親族の取扱いを見直すものです。附則第 6 条につきましては、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例について令和 9 年度まで延長することに伴う改正です。附則第 10 条につきましては、内容に合わせての字句の削除をするものです。戻っていただきまして 1 ページです。附則第 1 条、この条例は令和 4 年 1 月 1 日から施行する。ただし、改正後の東栄町町税条例第 26 条第 2 項及び第 35 条の 3 の 3 第 1 項の規定並びに同条附則第 5 条第 1 項の規定並びに次条の規定は令和 6 年 1 月 1 日から施行する。経過措置につきましては、説明を省略させていただきます。以上で議案 34 号の説明終わります。続きまして議案第 35 号の説明に入ります。議案第 35 号東栄町固定資産評価審査委員会条例の一部改正について。提案理由は、令和 3 年度税制改正に伴い審査申出手続き等における押印を廃止する見直しの為、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する必要があるからです。改正内容について説明します。1 枚めくっていただ

きまして新旧対照表をご覧ください。第4条につきましては、4項の押印に関する条文を削除し以降の項ズレを修正する改正です。8条につきましては、5項の署名押印に関する字句を削除する改正となっております。なお、今回の改正につきましては、申請者に係る押印を廃止するもので事務処理上必要とされている担当者等の押印につきましては従来どおりです。戻っていただきまして。附則、この条例は公布の日から施行する。以上で議案第35号の説明を終わります。

議長（原田安生君）

議案第34号及び議案第35号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。はじめに議案第34号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

次に議案第35号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。

----- **議案第36号** -----

議長（原田安生君）

次に日程第8議案第36号東栄町辺地総合整備計画の変更についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、振興課長」の声あり）

はい、振興課長。

振興課長（長谷川伸君）

議案第36号東栄町辺地総合整備計画の変更について。提案理由は、森林資源開発のために整備した林道の路面及び法面の荒廃が進み森林施業の実施に支障をきたしている箇所や消防活動に不可欠な小型動力ポンプ付積載車の老朽化への対応等が必要であり東栄町辺地総合整備計画を変更する必要があることから議会の議決を求めるために提出するものです。では計画の変更内容についてご説明致します。1枚めくりください。辺地総合整備計画の新旧対照表をご覧ください。はじめに6分の1ページです。左側が変更後となります。ここは道路の事業費、財源内訳等の変更内容となります。次に6分の2ページをお願いいたします。変更後の2公共的施設の整備を必要とする事情では、消防活動に不可欠な小型動力ポンプ付積載車の老朽化が進んでいることを追加し、それに伴い3の整備状況にも追加内容をしております。次に6分の3ページをお願いします。ここは農道の事業費、財源内訳等の変更内容となっ

ております。次に6分の4ページをお願いいたします。変更後において3の公共的施設の整備状況で、2年から度とうという一文字加入で2年度とし続いて道路と飲用水供給施設それぞれ事業費、財源内訳等の変更内容をしております。次に6分の5ページをお願いします。変更後で2の公共的施設の整備を必要とする事情で地域活動に不可欠な集会施設の必要性を追加しました。そして林道の事業費、財源内訳等の変更内容と公民館等集会施設を追加する変更内容となっております。なお、公民館等集会施設については、県との協議後に一般財団法人自治総合センターの助成が決定したこともあり、計画内容と事業費については変更ありませんが財源の振替が出てきます。執行上特別問題ございませんが、今後県にその旨の計画変更の届出手続きを行う予定でございます。次に6分の6ページをお願いします。変更後は、2の公共的施設の整備を必要とする事情の部分で森林資源開発のために整備した林道関係について追加をしています。次の3公共的施設の整備状況では2年から度という一文字加入で2年度とし続いて道路の事業費、財源内訳等の変更内容、林道の1件追加、そして飲用水供給施設の事業費等の変更内容になっております。以上で説明を終わります。

議長（原田安生君）

議案第36号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、6番」の声あり）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

例えば6分の1ページだと、計画では、変更前3000万の予定だったやつが2900万になったんで100万円減ったってことだね。簡単に、ということですよ。それから6分のその次のページは無かったものが増えるからこれ当然計画が必要ですよ。その次の例えば6分の3ページ、これなんか農道で約300万減るんですよ、でこんな細かな変更をいちいち載せにやいかんかどうかということ。一番例えば最後の方の無かったものが増えるってやつは当然載せなきゃいけないと思いますし、ないんだから計画できないですからいけない。それから一番最後のページだったかな、飲用水やなんか約半分以上事業費が減ったと、これは大きな変更ですので半分も減るのなら変更かけるならかけるべき、減ったんだから予定してる人もいるでしょうから辺地計画でも変えなきゃいけないですけども、100万だ200万のやつこれこれから先、言ってみれば物価がどうなってくか分かんないし、多少動きだってるわけですから、言ってみれば今年の状態だつてよくわかんない。多少余分にある分にはこんな計画の変更が必要ないと思うんですがその辺いかがでしょうか。

（「議長、振興課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、振興課長。

振興課長（長谷川伸君）

やはり多少の変更等ありますけども、やっぱり全体的な事業費それと財源の内訳また地方債の予定額そういったものをやはり県と協議をしてきたいということで提出しています。

（「議長、6番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、6番。

6番（森田昭夫君）

もちろんそれはそうなんだけど、細かくやるのはそれが筋だろうけども、ここまですべて細かくやらないかんというのはいくらも県もおかしいんじゃないかと、県もそんなこと言わないんじゃないかなと思いますので、これは回答は結構ですが十分協議、考えてみてください。県ともよく協議して。こんな細かな、例えば事業費が足りなくて50万、100万を追加するってことは、これはやらなきゃならんと事業費が足りなかったらできないですから、50万、100万が計画よりも、計画より余ってるんだったら減らす必要ないと思いますし、県もそんな無碍なことはいわないと思いますんで一度ここで議論してもしようがないと思いますんで、回答は結構ですけども、しっかり協議をしてみてください。以上です。

議長（原田安生君）

それではまた委員会の時で。以上でよろしいですか。質疑ありますか。以上で質疑を打ち切ります。

----- 議案第37号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第9議案第37号令和3年度東栄町一般会計補正予算第3号についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、副町長」の声あり）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

それでは議案の説明をさせていただきます。予算書の 1 ページをお願いいたします。議案第 37 号令和 3 年度東栄町一般会計補正予算第 3 号について。続いて 2 ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ 9380 万 6000 円を増額し予算総額を 42 億 4948 万 3000 円とするものです。第 2 条の地方債につきましては、5 ページの地方債補正において 120 万円を増額するものです。それでは予算説明書により説明させていただきます。歳出からお願いいたします。今回の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策としての地方創生臨時交付金事業とそれ以外の補正でありますのでそれぞれ分けて説明をさせていただきます。最初に臨時交付金関係の補正についてお願いいたします。本日配付させて頂いた令和 3 年度新型コロナウイルス感染症対策地方創生臨時交付金三次分実施計画も合わせてご覧いただきたいと思います。それでは 8 ページをお開きください。2 款 1 項 12 目新型コロナウイルス対策費 17 節感染症予防対策備品購入費は町営バス及び学輪バス内の感染予防のために屋内の空気を浄化するプラズマクラスターイオン発生機を設置するものです。3 款 1 項 1 目社会福祉総務費 10 節消耗品費印刷製本費及び 11 節郵便料は子育て支援事業として 18 歳以下の子供を持つ世帯に子供一人当たり 1 万円の商品券を配布するものです。10 ページ 4 目老人福祉費は高齢者のフレイル予防対策事業です。この事業はコロナ禍で外出機会が減り一層の運動不足が懸念される状況の中で高齢者のフレイル状態の発生を予防するために行うもので、自宅でできる体操を冊子と動画で普及させるとともに運動用のゴムバンドを配布するのです。1 節報酬から 8 節旅費はこの事業に携わる会計年度職員 1 名を雇用するための人件費。10 節消耗品費はゴムバンドの購入費。印刷製本費は毎日の運動及び健康状態を記録する健康手帳と体操の内容を図したポスターを作成するもの。11 節郵便料はそれらを送付するための費用です。12 節高齢者フレイル予防対策体操及び動画作成委託料は町オリジナルのフレイル予防体操を作成しそれを動画に収めるものです。13 節インターネット回線使用料は、おいでん家において体操の動画を受信したりリモートによる出前講座などが行えるようにするものです。17 節高齢者フレイル予防対策備品購入費はタブレット端末 5 台と筋力測定器 6 台を購入するものです。14 ページ 6 款 1 項 6 目プレミアム付商品券事業費は町内消費を喚起し地域経済を活性化させる目的でプレミアム率 30%の商品券を発行するものです。購入金額 5000 円分を一冊とし 12000 冊を発行します。また、65 歳以上の高齢者には一人につき一冊交換できる引換券を配布します。7 目新型コロナウイルス経済対策費のうち新しい働き方対策支援補助金は町内の中小企業者に対し新しい生活様式に対応した事業展開、働き方に係る必要な設備機器等の導入に要した経費のうちその 4 分の 3 を補助するものです。1 事業者当たり 30 万円を限度とするとともに昨年の 4 月まで遡って対象とするのです。事業持続応援金は新型コロナウイルス感染症の影響により昨年の収入が低下した事業者に対し事業継続を支援するという

目的で価格の4分の1を、法人にあつては50万円、個人にあつては25万円を限度として交付するものです。16 ページ9 款1 項教育委員会費 17 節感染症予防対策備品購入費は、教育委員会が所管する総合社会教育文化施設及び森林体験交流センターにタブレット型のサーマルカメラ5 台と手指消毒スタンド20 台を設置するとともに会議や生涯学習等で使用する飛沫防止パネル45 台を購入するものです。2 項1 目学校管理費 13 節東栄小学校PC 等借上料と18 ページ3 項1 目学校管理 13 節東栄中学校 PC 等借上料は学校の臨時休校時に自宅でオンライン授業ができるようにWi-Fi 環境が整っていない家庭にモバイルルーターを貸し出すことができるようにするためのものです。6 項4 目花祭会館費 12 節Wi-Fi 環境構築委託料及び18 節北設情報ネットワーク加入負担金は町内で唯一のホールである花祭会館でオンラインのイベントやWeb 会議ができるように無料Wi-Fi を整備するものです。次にその他の補正について説明いたします。もう一度8 ページをお開きください。2 款1 項1 目一般管理費 12 節庁内ネットワーク改修委託料はLGWANのマイナンバー関係中間サーバーの接続先が変更になった事に伴う機器の設定変更等です。4 目財産管理費 13 節セキュリティクラウド利用料が今年度の負担額が変更になった事に伴う増額です。7 目企画費は今年度男女共同参画推進計画を策定するための策定委員への謝礼等の経費を追加するものです。3 款1 項1 目社会福祉総務費 7 節は本年度策定する地域福祉計画に係る策定委員の謝礼です。18 節介護職員就職助成金は、新たに2 名の対象者が出たことから追加するものです。10 ページ2 項1 目児童福祉総務費 10 節修繕料は放課後児童クラブの太陽光発電施設が落雷により故障したため修繕するものです。2 目保育園費 1 節報酬から8 節旅費については会計年度任用職員2 名分を追加するものです。12 ページ10 節修繕料は落雷により床暖房のデマンドコントローラーが故障したことによる修繕です。12 節保育士業務委託料は職員の休暇等に対応するために臨時でお願いする保育所の委託料を追加するものです。22 節その他償還金は保育料の所得割について国基準の減額が適用されていなかった世帯があったため平成28 年度に遡って還付するもので対象世帯は8 世帯です。3 目臨時特別給付金費は、低所得世帯に対し一人当たり5 万円を児童手当に上乗せして給付するものです。4 款1 項3 目環境衛生費 28 節は簡易水道特別会計の補正により追加するものです。14 ページ5 款2 項3 目林道事業費 14 節小規模林道事業改良は林道峯地線の改良工事を追加するものです。3 項1 目水産振興費 12 節公衆トイレ清掃業務委託料は鮎釣り客等へ対応するため千代姫橋付近の河川入口に仮設トイレを設置し7 月から8 月の2 ヶ月間清掃業務を委託するものです。6 款1 項2 目商工振興費 18 節起業家支援補助金は2 件分の申請予定があるため1 件分を追加するものです。3 目観光費 10 節修繕料は布川公衆トイレの貯水タンクを修繕するものです。16 ページ8 款1 項2 目非常備消防 13 節消防詰所用地借上料は地権者との契約継続の協議を進めてきた結果、借地面積を変更したことによる増額です。3 目消防施設費 10 節修繕料は東薊目地内の消火栓の開閉

ノズルの不具合による修繕と緊急修繕対応分を追加するものです。5目防災諸費 12節防災備品管理委託料は、町が管理する防災備蓄品の在庫、不要品確認、引き取り、新規購入、入れ替えなどの業務を委託するものです。18 ページ 9 款 2 項 2 目教育振興費 12 節魅力ある愛知キャリアプロジェクト委託料は、県教育委員会の研究委嘱校に指定された東栄小学校で東栄っ子として町づくりに参加し、我が町東栄を愛する心を育む活動をテーマとして研究を行うものです。6 項 4 目花祭会館費 10 節修繕料は花祭会館の防犯設備に不具合が見つかったため修繕するものです。次に歳入の説明をさせていただきます。4 ページをお開きください。14 款 2 項国庫補助金は地方創生臨時交付金事業に係るもので歳出で説明した事業に充てられものです。3 月で補正した分と合わせて総額で 8863 万円となります。15 款 1 項 1 目民生費県負担金は、児童手当の上乗せ分として支払われる臨時特別給付金に充てられものです。2 項 4 目農林水産業費県補助金の小規模林道事業補助金は林道峯地線改良工事に充てられるもので補助率は 60%です。3 項 4 目教育費県委託金は魅力ある愛知キャリアプロジェクト委託料に充てられるものです。6 ページ 19 款繰越金は、今回の補正の財源調整による増額です。20 款 5 項 1 目雑入の建物罹災共済金は、放課後児童クラブの太陽光発電施設と保育園の床暖房の修繕にかかるものです。21 款 1 項 5 目農林水産業債は、林道峯地線改良工事ににかかるものです。以上で一般会計補正予算の説明を終了させていただきます。

議長（原田安生君）

若干早いようですが全員お揃いですので再会を致します。議案第 37 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。始めに補正予算説明書の歳出からお願いいたします。2 款総務費、3 款民生費、4 款衛生費、8 ページから 13 ページ。質疑はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

10 ページの 3 款 2 項 1 目の修繕費で需用費の中の修繕料であります。放課後児童クラブの落雷の損害に対する修繕ということなんですけれども、昨年から落雷に対する修繕料というのは複数回予算化されていると思うんですけれども、また委員会の場で今回の落雷被害の被害総額をお示しいただきたいという要望です。

議長（原田安生君）

要望がありましたがよろしいですか。担当は。住民福祉課。所管は総務課。いいですか。その他ございますか。

（「なし」の声あり）

続いて5款農林水産業費、6款商工費、8款消防費、9款教育費。14ページから19ページです。質疑はございませんか。いいですか。

（「なし」の声あり）

はい以上で歳出を終わります。

次に歳入全般についての質疑をお願いいたします。4ページから7ページ。質疑はございませんか。以上で議案第37号の質疑を打ち切ります。

----- 議案第38号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第10議案第38号令和3年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第1号についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、事業課長」の声あり）

はい、事業課長。

事業課長（原田経美君）

それでは失礼します。補正予算書の7ページをご覧ください。議案第38号令和3年度東栄町簡易水道特別会計補正予算第1号について。次ページをお願いします。今回の補正は歳入歳出それぞれ180万8000円を増額し予算総額を1億6809万7000円とするものです。それでは補正予算書で説明します。まず歳出から説明します。26ページをお願いします。1款1項1目一般管理費56万5000円を増額につきましては、水道技術管理者資格取得のため受講料及び旅費を計上したものです。2款1項1目水道管理費124万3000円を増額につきましては、本郷地内の配水管布設設計業務委託です。次に歳入について説明します。24ページをお願いします。5款1項1目一般会計繰入金180万8000円を増額につきましては歳出の補正に伴い増額するものです。以上です。

議長（原田安生君）

議案第38号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。歳入歳出全般について質疑をお願い致します。24ページから27ページです。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で議案第38号の質疑を打ち切ります。

----- 承認第 6 号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第 11 承認第 6 号東栄町表彰審査委員会委員の選任についての件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

失礼します。承認第 6 号東栄町表彰審査委員会委員の選任についてでございます。これは任期満了に伴うものでございます。下の表をご覧ください。下田字市場、伊藤敏夫、中設楽字柿野地、山本一士、振草字古戸、初澤宣亮、下田字尾沢、柳澤秀全、下田字平井、伊藤芳子、振草字古戸、佐々木経人、本郷字二タ田、長野好孝、本郷字下岡本、長谷五子、本郷字上小田、原田邦夫、以上 9 名でございます。任期につきましては、令和 3 年 9 月 6 日から 5 年 9 月 5 日でございます。以上です。

議長（原田安生君）

承認第 6 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

今回 9 名の方を選任したですね選任の基準を伺います。こういった基準で選んでいるのかということです。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長

総務課長（内藤敏行君）

本町におきまして東栄町表彰条例というものがございます。第 3 条におきましては委員 9 名をもって組織するということで、第 4 条に委員は公職者、学識経験者中より町長が選任し議会の承認を得て委嘱する。任期は 2 年ということになっておりますが、まずは委員の構成ですが以前からですけれども老人クラブですとか民生委員、社協、

区長会長さん、教育委員、あと学識が4名ということでこのような構成になっております。以上です。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

委員の一人当たりの1回あたりの報酬額と年間の予算総額を伺います。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

今、資料を用意してございませんので後ほど回答させていただきます。よろしくお願いいたします。

議長（原田安生君）

よろしいですか。他ありますか。

（「なし」の声あり）

以上で承認第6号の質疑を打ち切ります。本件は人事案件でありますので討論を省略して直ちに採決いたします。本件に同意することにご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

なしと認めます。よって承認第6号の件は原案のとおり同意されました。

----- 同意案第2号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第12 同意案第2号東栄町各財産区管理会委員の選任についてを議題いたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

続きまして同意案第2号東栄町各財産区管理会委員の選任についてでございます。提案理由につきましては、各財産区の管理会委員の一部が辞職し委員に欠員が生じたため補充する必要があるからである。1枚はねていただきますと名簿がございます。御殿から振草まで各7名選出していただきましたので氏名のみ朗読させていただきます。御殿財産区管理会委員ですが村松憲司、倉淵章、加納久士、狭石正美、加藤功、筒井吉人、伊藤正則。本郷財産区です、峯田明、伊藤睦美、伊藤芳孝、森吉博、尾崎孝良、原田邦夫、堂地勝馬。下川財産区です、亀山正博、岡田浩二、木下良一、平賀実、柳澤秀全、伊藤光男、山本典式、1枚めくっていただきまして、園財産区ですが、尾林克時、荒河秀美、原田佐吉、柴田忠、大野肇、西谷賢治、伊藤孝行。三輪財産区です、山田逸雄、高山洋一、佐野勇、谷川一成、平畑正孝、夏目安正、神谷保文。振草財産区です。伊藤喜剛、金田正敏、内藤善久、内藤賢士、原田力、伊藤紋次、加藤彰男、以上42名になります。任期ですが、令和元年6月16日から令和5年6月15日までとなっております。以上です。

議長（原田安生君）

同意案第2号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

今回は委員の辞職に伴う補充の案件なんですけれども、委員のですね辞職した方の人数とその理由を伺います。あわせてこの表の中で補充された委員の方がどなたなのか伺います。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

今回2年に1度各区正副区長様が改選になります。多くはそれに伴う委員の変更でございますが、区によっては全員変わらないところもございますし変わる地区もございます。御殿財産区から新しく委員になられたのが村松憲司さん、倉淵章さん、加納久士さん、加藤功さん、伊藤正則さんです。本郷財産区の変更はございません。下川財産区につきましては、新しくなられた方が、岡田浩二さん、平賀実さん、伊藤光男さんです。園財産区につきましては、新しくなられた方、柴田忠さん、大野肇さん、

三輪財産区ですが特に変更はございません。振草につきましては金田正敏さん、伊藤喜剛さん、原田力さん、この方が新しく選任されました。以上です。

（「議長、1 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

確認なんです、この今回の委員の皆さんの名簿にですね現職の議員 4 名が含まれています。禁止されている議員の兼職には当たらないと理解してよいか伺います。

（「議長、総務課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

管理条例というものが各区にございまして。その 2 条ですが、管理会は財産区管理委員 7 人をもって組織する、これ各地区にございますが、特にこの条例に基づいてそれぞれ各地区から選出して頂いておりますので問題はないかと思います。以上です。

議長（原田安生君）

はい、その他ございますか。

（「なし」の声あり）

以上で同意案 2 号の質疑を打ち切ります。本件は人事案件でありますので討論は省略して直ちに採決いたします。本件に同意することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって同意案第 2 号の件は原案のとおり同意されました。

----- 同意案第 3 号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第 13 同意案第 3 号東栄町教育委員会教育長の任命についての件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、町長」の声あり）

はい、町長。

町長（村上孝治君）

同意案第3号東栄町教育委員会教育長の任命について。佐々木尚也教育長の任期満了による教育長の任命であり再任について議会の同意を求めるのであります。住所、東栄町大字振草字■■■■■■■■■■、氏名佐々木尚也、生年月日昭和33年■■月■■日、任期は3年ございまして令和3年7月1日から令和6年6月30日まででございますのでよろしくお願いいたします。

議長（原田安生君）

それでは佐々木教育長の退席を求めます。

教育長退席

同意案第3号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で同意案第3号の質疑を打ち切ります。本件は人事案件でありますので討論は省略して直ちに採決いたします。本件に同意することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって同意案第3号の件は同意されました。

教育長入場してください。

教育長入場

ただいま選任されました佐々木教育長から挨拶をいただきたいと思います。よろしいですか。

はい、教育長。

教育長（佐々木尚也君）

ただいまご同意をいただきまして、ありがとうございます。私が命をいただいた町、東栄町、そして育てていただいた東栄町のためにさらに任期を頂きましたので誠心誠意務めさせていただきたいと思います。議員の皆様には今後ともご指導とご支援を賜りますようお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

議長（原田安生君）

教育委員会教育長に就任されます佐々木尚也君の挨拶が終わりました。教育行政推進のため一層のご活躍をお願いしご期待申し上げます。

----- **報告第2号** -----

議長（原田安生君）

次に日程第 14 報告第 2 号令和 2 年度東栄町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

失礼します。報告第 2 号令和 2 年度東栄町一般会計繰越明許費繰越計算書についてでございます。一枚めくっていただきまして計算書をご覧ください。款、項、事業名、金額、翌年度繰越額について説明させていただきます。2 款総務費 1 項総務管理費役場倉庫建設事業、金額が 2,000 万円、翌年度繰越額が 2,000 万円でございます。なお右側に財源内訳が載っておりますのでお目通しをお願いします。次に同じく総務管理費、定住促進支援事業、金額が 120 万、翌年度繰越 120 万、同じく総務管理費、起業応援プロジェクト事業 500 万円、翌年度繰越が 500 万円、続きまして 3 款民生費の社会福祉費でございます。障害福祉総合支援法対応システム改修委託業務でございます。金額は 69 万 3000 円、翌年度繰越が 34 万 7000 円となっております。続きまして保健衛生費、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業、金額が 1230 万 8000 円、翌年度繰越が 588 万 2939 円となっております。次に商工費ですが、観光 PR 事業委託で 370 万 4250 円、翌年度繰越が 85 万 2000 円であります。次に 7 款の都市計画費です。東栄町公共下水道特別会計繰出金です。1273 万 3000 円、繰越が 1273 万 3000 円となっております。次に 9 款教育費、小学校費です。感染症対策等の学校教育活動継続支援事業 85 万円、同じく中学校費同様に 85 万円の繰越しであります。9 款教育費、中学校費ですが中学校階段昇降機設置事業 448 万円、繰り越しが 448 万円となっております。10 款災害復旧費ですが林道施設災害復旧費でございます。金額にして 5000 万円、翌年度繰越しが 5,000 千万円であります。合計といたしまして金額が 1 億 1181 万 8250 円、翌年度繰越額が 1 億 219 万 4939 円でございます。以上であります。

議長（原田安生君）

報告第 2 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

今回配布された繰越計算書はですね、令和 2 年度中の予算の中で 3 月末までに執行できなかった予算の 11 事業、業務の総額 1 億円余りを令和 3 年度に繰り越すというものでそれぞれ理由があるとは思いますが、単年度主義の観点からなるべく少ない方

が良いものだと私は考えています。今回の表の中ですと7 款の土木費、東栄町公共下水道特別会計への繰出金 1273 万について伺いたいと思います。この繰越は4 月 30 日の臨時議会に一般会計補正予算として提案され可決されています。一方、一般会計からの繰り出しを受ける下水道特別会計の補正予算はそれ以前の 3 月議会で提案され可決されておりました。私は、本来一般会計と下水道特別会計の 2 つの補正予算は同時に行われるべき一連の会計手続きだったと考えますが、今回時間差で予算化された原因を伺います。

（「議長、事業課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、事業課長。

事業課長（原田経美君）

確かに3 月にですね一緒にやるのが適正かと思えますけども、ちょっと時期を誤りまして4 月になってしまいましたのでお詫びいたします。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

内容については今事業課長が言ったとおりですが、4 月の議会では専決処分として報告さしていただいて承認いただいたんですが、実際には3 月 31 日付けでですね専決させていただいて3 月中に繰越しをさせていただいています。以上です。

議長（原田安生君）

その他ございますか。よろしいですか。以上で質疑を打ち切ります。報告第2 号終わります。

----- 報告第3. 4号-----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします日程第 15 報告第 3 号令和 2 年度東栄町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書について、日程第 16 報告第 4 号令和 2 年度東栄町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書についてこれら 2 案件は同じ主管課として関連

がございますので一括議題とし質疑は議案ごとに行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって報告第 3 号及び報告第 4 号を一括議題といたします。

執行部の説明を求めます。

（「議長、事業課長」の声あり）

はい、事業課長。

事業課長（原田経美君）

失礼します。報告第 3 号令和 2 年度東栄町簡易水道特別会計繰越明許費繰越計算書についてです。次ページお願いします。2 款 1 項本郷下川農免線送水管移設工事につきましてですけれども、金額、繰越額は 2475 万円となっております。続きまして報告第 4 号令和 2 年度東栄町公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書につきましてです。次ページお願いします。1 款 1 項長寿命化対策電気設備更新工事、金額、繰越額とも 4128 万 3000 円です。同じく 1 項下水道管理費ですけれども東栄浄化センター遠心脱水機分解整備工事、金額、繰越額 281 万 6000 円です。合計が 4409 万 9000 円となります。以上です。

議長（原田安生君）

報告第 3 号及び報告第 4 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。始めに報告第 3 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

はい。次に報告第 4 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「議長、6 番」の声あり）

はい 6 番。

6 番（森田昭夫君）

ごめんなさい。東栄浄化センター遠心脱水機の解体工事。これやなんか 280 万はその他とういのは多分一般財源からの繰入れだと思うんですが、こんなの何で先に予算取っちゃったのかな。後でも良かったんじゃないのかなと思うんだけど。先に 2 年度で取る必要なんてあったんですかね。こういうのは止めた方がいいんじゃないかなと思って。どっちみち翌年度にやらなきゃならん、できないってやつだったら上げる必要もなかったんじゃないかなと思うんですがその辺の考え方はいかがでしょうか。

（「議長、事業課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、事業課長。

事業課長（原田経美君）

当初につきましては、令和2年度におきましてできるものと見込んでおってしたものですけれどもコロナ禍によりまして部品等の調達ができなかったということで繰越しをしたものです。

議長（原田安生君）

はい、そのほかございますか。以上で報告第3号及び報告第4号の質疑を打ち切ります。

----- 報告第5号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第17 報告第5号令和2年度東栄医療センター特別会計繰越明許費繰越計算書についての件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、医療センター事務長」の声あり）

はい、医療センター事務長。

医療センター事務長（前地忠和君）

報告第5号令和2年度東栄医療センター特別会計繰越明許費繰越計算書について。令和3年6月7日提出。東栄町長村上孝治。1枚はねていただきまして。令和2年度東栄医療センター特別会計繰越明許費繰越計算書2款医業費1項医業費、事業名オンライン資格確認対応システム改修、金額189万1000円、翌年度繰越額189万円1000円、財源内訳はその他の特定財源85万8000円。これは社会保険診療報酬支払基金からの交付金です。残り103万3000円が一般財源でございます。以上でございます。

議長（原田安生君）

報告第5号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で質疑を打ち切ります。報告第5号終わります。

----- 報告第 6 号 -----

議長（原田安生君）

次に日程第 18 報告第 6 号令和 2 年度東栄町一般会計継続費繰越計算書についての件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、総務課長」の声あり）

はい、総務課長。

総務課長（内藤敏行君）

報告第 6 号令和 2 年度東栄町一般会計継続費繰越計算書についてでございます。1 枚はねていただきまして。繰越計算書をご覧ください。4 款衛生費 1 項保健衛生費、事業名が医療センター・保健福祉センター設計等委託業務でございます。継続費の総額ですが 7941 万 4000 円であります。予算現額が合計として 6863 万 870 円です。支出済額及び支出見込額ですが 176 万円であります。残額といたしまして 6687 万 870 円であります。翌年度通次繰越額は 6687 万 872 円です。以上でございます。

議長（原田安生君）

報告第 6 号の説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

報告によりますと新診療所などの設計委託業務料として令和 2 年度予算 6863 万円に前年度からの繰越 870 円を加えた 6863 万 870 円を予算現額とし支払い済み及び支出見込額 176 万円を差し引いた残額 6687 万 870 円を令和 3 年度に繰り越しするとの計算です。町はこの間、新診療所等の設計に関して去年 7 月に基本設計とそして 11 月にその修正版、そして今年 5 月に実施設計を行っている聞いています。設計の進捗状況とあわせて支払い済み及び支出見込額 176 万円の内訳を伺います。

（「議長、住民福祉課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、住民福祉課長。

住民福祉課長（伊藤太君）

設計の進捗状況でございますけれども先月に実施設計の方は完了しております。176万円の内訳につきましてですけれども、こちらは地盤調査ですねボーリング調査の経費となっております。以上です。

議長（原田安生君）

はい、その他ございますか。

（「議長、1番」の声あり）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

実施設計が既に終わっているとのこと説明でした。私がインターネットで調べますと、各自治体のですね自治体病院の実施設計はインターネット上で公開されているものがあります。例えば岐阜県が多治見病院、さいたま市立病院、市立伊勢総合病院など無数に確認することができます。東栄町も実施設計を開示できると私は考えております。また町民や議会に開示しないとする法的根拠もないと考えますが、議会、町民へどのように示すかお尋ねいたします。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

実施設計につきましては、今後これから発注の手続きに入ってきますので、総額につきまして、総額とか内容につきましては、基本設計のところでご説明したとおりでありますので、実施設計の詳細について開示するということにつきましては現在のところ考えておりません。

（「議長、1番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、1番。

1番（浅尾もと子君）

他の自治体では実施設計を示しているが、東栄町では示す考えはないということでしょうか。これは新中央診療棟、これは多治見病院の実施設計の概要版がありますが、こういった概要版も示さないということでしょうか。

（「議長、副町長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、副町長。

副町長（伊藤克明君）

我々としては、先程申しましたように、内容につきましては基本設計の時に
示したとおりでありますので、それとですね細かな点で実施設計というのは一つ
一つの積み上げしていったものでありますので、我々としてはそれを改めてですね実
設計の中身を公表するということは今のところ考えていません。

議長（原田安生君）

はい、そのほかございますか。特に無いようですので以上で質疑を打ち切ります。
報告第 6 号終わります。

----- 報告第 7 ～ 9 号 -----

議長（原田安生君）

ここでお諮りいたします。日程第 19 報告第 7 号令和 2 年度東栄町簡易水道特別会
計継続費繰越計算書について、日程第 20 報告第 8 号令和 2 年度東栄町公共下水道事
業特別会計継続費繰越計算書について、日程第 21 報告第 9 号令和 2 年度東栄町農業
集落排水事業特別会計継続費繰越計算書について、これら 3 案件は同じ所管課として
関連がございますので一括議題とし質疑は議案ごとに行いたいと思いますがこれに
ご異議ございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって報告第 7 号から報告第 9 号までを一括議題といたし
ます。執行部の説明を求めます。

（「議長、事業課長」の声あり）

はい、事業課長。

事業課長（原田経美君）

それでは、失礼します。報告第 7 号令和 2 年度東栄町簡易水道特別会計継続費繰越
計算書について、次ページお願いします。1 款総務費 1 項総合管理費、事業名が公営
企業化業務委託になります。継続費の総額 2947 万円、令和 2 年度の継続予算額で
すけれども 1473 万円、支出済額が 1391 万 7100 円、残額が 81 万 2900 円、翌年度の繰越
が 81 万 2900 円となります。次ページお願いします。報告第 8 号令和 2 年度東栄町公
共下水道事業特別会計継続費繰越計算書について、次ページお願いします。1 款下水

道事業費 1 項下水道管理費、事業名が公営企業化業務委託です。継続費の総額が 2834 万 9000 円、令和 2 年度の予算現額が 1417 万 5000 円、支出済額が 981 万 7050 円、残額が 435 万 7950 円、翌年度繰越額が 435 万 7950 円。次ページをお願いします。報告第 9 号令和 2 年度東栄町農業集落排水事業特別会計継続費繰越計算書について、次ページをお願いします。1 款農業集落排水事業費 1 項農業集落排水管理費、事業名が公営企業化業務委託、継続費の総額ですが 1595 万 2000 円、令和 2 年度の継続費予算額ですけれども 797 万 6000 円、支出済額が 541 万 4200 円、残額が 256 万 1800 円、翌年度繰越額が 256 万 1800 円です。以上です。

議長（原田安生君）

説明が終わりました。はじめに報告第 7 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

次に報告第 8 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

次に報告第 9 号の質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

以上で報告第 7 号から報告第 9 号までの質疑を打ち切ります。

----- 報告第 10 号 -----

次に日程第 22 報告第 10 号株式会社とうえいの経営状況についての件を議題といたします。執行部の説明を求めます。

（「議長、経済課長」の声あり）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

失礼します。報告第 10 号株式会社とうえいの経営状況について、令和 2 年度におきます株式会社とうえいの経営状況について報告をいたします。まず株式会社とうえいの総体的な観点からお話しさせていただきます。資料の 6 ページの表をご覧ください。6 ページです。10 年前からの入浴者数の推移ですが 6 ページの表の右下、昨年度の温泉の入浴者数については 95,674 人で昨年度より約 39%の減 62,405 人の減となりました。これは新型コロナウイルス感染症の影響ですが緊急事態宣言発出等により 4 月 13 日から 5 月 17 日、約 1 ヶ月間が休業、その後も時短営業となる期間もあり入浴客の減少となりました。次 7 ページですが、先ほどの 6 ページの表をグラフ化したもので入浴客の推移となります。次にとうえい健康の館につきましては、8 ページの利

用状況ですけれども、宿泊関連の使用料 1223 万 3730 円、会議室等の利用料 14905 円で、総計は 1224 万 8635 円でありました。東栄町から株式会社とうえいに支出しました指定管理料ですけれども 1875 万 4000 円でありますので経費と収入の差は約 650 万円となりました。9 ページの表と 10 ページのグラフをご覧ください。昨年度の 1 年間の宿泊者数は、2471 人で前年度比約 28%の減となりました。こちらにも新型コロナウイルスの影響による減少と考えられます。それでは決算書に基づき説明をさせていただきます。1 ページの貸借対照表をご覧ください。1 ページになります。まず左上の資産の部、流動資産についてであります、現金及び預金、棚卸資産、未収入金、立替金の合計が 2190 万 8306 円であります。次にその下の固定資産であります、リース資産が 209 万 6000 円、これは車両やコピー機、釣銭機などあります。出資金を含めまして 210 万 6000 円あります。資産の部の合計が一番下になりますけれども 2401 万 4306 円あります。続きまして 1 ページの右上の負債の部の流動負債ですが、買掛金これは食堂や売店関係を中心とした仕入れです。その下、未払費用、これは従業員給与や重油代などです。その他、未払法人税、未払消費税、それから健康の館預り金、これは 3 月分の宿泊料などですが、これらの流動負債の合計が 1249 万 6816 円です。固定負債を加えた負債の部の合計が 1452 万 2814 円となります。次にその下、純資産の部であります、資本金は 3 千万円に変更がなく利益剰余金マイナス 2050 万 8508 円を加えますと株主資本 949 万 1492 円となり、これが純資産の部合計となります。従いまして負債純資産の部の合計は 2401 万 4306 円となります。続きまして 2 ページの損益計算書について説明させていただきます。こちらにも全て消費税抜きの金額であります。左上の売上高は、温泉売上、介護売上、食堂売上、自販機売上の合計で、その真ん中の列の一番上が合計になるんですけれども、1 億 479 万 3005 円です。なお前年度と比べ、温泉売上が 36%の減、介護売上が 16%の減、食堂売り上げが 59%の減、自販機売上が 23%減となりました。食堂及び売店の仕入高に棚卸高を加えますと右の列の上から 2 番目になりますけれども 2122 万 5686 円となりまして売上高から差し引きますと売上総利益が 8356 万 7319 円となります。前年度と比較しまして約 5600 万円の減、40%の減となります。その下、一般管理費が合計で 1 億 3583 万 5292 円、営業外収益、利益配当金等や介護予防棟及び健康の館指定管理料である管理料、収入それから昨年度の国、県、町からの協力金等あります雑収入の合計 5052 万 3574 円を加えると経常損失 174 万 4399 円となります。これから法人税などの 18 万 2500 円を差し引きますと当期純損失が一番下 192 万 6899 円となります。次に一般管理費ですが 3 ページの表、この年度の比較表が 11 ページになります。11 ページの表で説明いたします。従業員給与は、正規職員 2 名、嘱託 4 名、パート 24 名等で、令和 2 年度は表の左の一番上の数字になるんですけれども 5738 万 1717 円で前年と比較して約 1150 万円の減でした。これは新型コロナウイルス感染症対策のため休業や時短によるものと考えられます。燃料費重油は、上から 6 番目なんですけれども、令和 2 年度

は 1159 万 400 円で前年度と比較して約 670 万円の減額になりました。これは休業や時短によるものだけではなくボイラーを新しく交換したことで燃焼効率が上がったってということも考えられます。その 3 つ下なんですけれども役員報酬 919 万 5000 円ですが、常勤役員が 1 名から 2 名になったということによりまして 337 万 4000 円の増、それから地代、家賃、真ん中ぐらいになるんですけど地代、家賃がですね 19 万 3970 円で納付金を減免したことにより前年度より約 1650 万円の減となりました。経費総額は表の右の下 1 億 3583 万 5292 円で前年度と比較しまして約 4100 万円の減額となりました。すみません 4 ページにお戻りください。4 ページです。令和 2 年度決算按分資料ですが、収支の状況を施設ごとに示したものです。実費でわかるものは実費で、実費で振り分けられないものは按分率で、これは面積占有率の按分が大半ですけれども一部按分率を変更して算出しています。本年度の町からの指定管理料はこの 4 ページの左上の 2 つ目、上から 2 番目の数字になるんですけれども介護予防棟部分と健康の館部分の合計で 3107 万 5065 円を受けておりまして前年より 14 万 6615 円の増となっています。このような収支状況の中で令和 2 年度につきましては左の列の一番下 174 万 4399 円の赤字でありました。最後に今年度の株式会社とうえいの計画についてです。12 ページをごらんください。一番最後 12 ページになります。消費税抜きの金額です。昨年度は新型コロナウイルス感染症により大変厳しい年でした。今年度につきましても現在大変厳しい状況となっています。このような状況の中、温泉の利用客数については一昨年の 15 万 8000 人とはいかないまでも昨年度の 30%増 12 万 5000 人、12 万 5000 人を想定しました。高齢者に対するワクチン接種が始まりますが温泉施設の利用者は年齢層が高く今後の外出の増加も見込み、一番下にありますように差引収支が 48 万 600 円と計画しました。説明は以上です。

議長（原田安生君）

12 時を回りましたが、あと少しですのでそのまま続行します。説明終わりました。これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

（「議長、1 番」の声あり）

はい、1 番。

1 番（浅尾もと子君）

2 ページの損益計算書について伺います。雑収入がですね 1944 万とついております。前年度が 230 万円でしたので大幅な増額となります。その内訳を伺います。

（「議長、経済課長」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、経済課長。

経済課長（夏目明剛君）

はい、雑収入の分がコロナ対策感染症に対する助成金とか給付金、これが総額で 1750 万円ほどあります。1750 万円。内訳はですね、国、県それから町があるんですけども国の分がですね 485 万円ぐらいですね。うち 200 万が持続化給付金です。それから 285 万円がですね雇用調整助成金ですね。休業とか時短になることによって従業員に払うこの分を国からもらいました。それから県の分なんですけれども 4 月 17 日から 5 月 6 日の間ですね 5 連休休みなさいということで新型コロナウイルス感染症協力金ということで 25 万入ってます。それ以外にですね 1 月 18 日から 2 月 28 日、食堂が 1 時間時短ということで 1 日 6 万円ですね感染防止対策協力金というのもいただいています。これが全部で 252 万で県の分が 277 万円です。町の分なんですけれども先ほどの県の 25 万に上乗せという形で休業協力感染症対策 25 万。それからですね 5 月 7 日ゴールデンウィーク明けからですね 5 月 14 日までの分ということでこれ他の事業者さんにも出したんですけど 10 万円の協力金を出させていただきました。それからですね持続化給付金の上乗せということで町から 50 万円。最後に 3 月議会でですね継続支援ということで 904 万 8000 円ということで町の分がですね約 990 万円出しています。先程申しましたように総額で今回雑入として 1750 万円が増額となっています。以上です。

（「議長、6 番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、6 番。

6 番（森田昭夫君）

ひとつお願いなんです、株式会社とうえい、民間会社ですよ温泉というのは、町が出資した会社、にも関わらず大変コロナ禍で大変な時に役員の常任の役員を増やしてえらい報酬を上げてみたり、それから令和 2 年度収支の予算でも令和 3 年度はまた役員報酬が上がっているということになってますよね、でこれじゃまるで親方日の丸、バックは町があつて赤字分全部やってくれるで良いと、東栄病院とあまり変わらないような経営状況、もちろん従業員の生活も守らなければいけないからむしろ民間の企業だったら、民間の企業ですから普通の企業だったらどう考えるか、役員報酬を落としてでも従業員の生活を守るとか経費を落とすとか、これをこのまんま赤字を続けて本当に東栄町が出資してこのまま経営続けて良いのかどうか、町は引き上げるじゃないかということも考えないといけない。この辺のところをしっかりと、要望ですけども執行部は考えいただきたい。こんな役員や何か、何でこんな大変な時にこんなことやっているのか、異常じゃないかな。むしろ役員が一番責任を取らなきゃいけない

いところですから。強く執行部、町からしっかりと向こうは会社と違いますので、こちらの手の内には無いはずですので、そのこともしっかりと相手に伝えて、あなた方民間の会社で町とは関係ないんだよということをちゃんと伝えること。もしかして勘違いしてるんじゃないかとこんなふうに思います。勘違いのないようにして役員なんか特に一番赤字になれば自分の身銭を切っても従業員の命は守る、生活は守るってことやるのが民間ですので、そういった経営に、経営方針を考え直してくれということ伝えていただきたい。これ要望です。

（「議長、7番」の声あり）

議長（原田安生君）

はい、7番

7番（加藤彰男君）

5 ページのとこのですね監査報告書のところで最後に介護水中教室のあり方検討会というふうな言及がされているところがあります。これまた会期中で結構ですので、この検討状況やそれからもう一つ介護水中教室のところが、全体の経営のところは費用の按分のところも関わってくるかと思いますので、また会期中機会がありましたらこの点ちょっと資料等ありましたらお願いしたいと思います。

議長（原田安生君）

そのほかございますか。よろしいですか。以上で質疑を打ち切ります。報告第10号を終わります。以上で本日上程されました案件の審議が日程通り全て終了いたしました。ここでお諮りいたします。本日上程されました案件のうち本日議了いたしました3案件を除く5案件につきましては所管の常任委員会に付託したいと思います。ただ今から事務局に付託表を配布させますのでよろしくお願いいたします。

付託表配布

それではお諮りいたします。ただいまお配りした付託表のとおり各委員会に付託することにご異議はございませんか。

（「なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。よって配布いたしました付託表のとおり各常任委員会に付託することに決定いたしましたので、よろしくご審議をお願いいたします。また、会期中会議日程もこの議会の冒頭で議決をいただいたとおりでございますので、それぞれご出席をお願い申し上げます。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。